

＜第一中学校区＞
民間認可保育所設置運営事業者募集要項

【目次】

1. 趣旨	．．．	P1
2. 設置運営施設の概要	．．．	P1
3. 応募資格	．．．	P1
4. 施設整備に関する条件	．．．	P2
5. 設置運営条件等	．．．	P3
6. 施設整備に関する補助	．．．	P4
7. 応募手続き	．．．	P5
8. 選考方法	．．．	P6
9. スケジュール	．．．	P6
10. その他留意事項	．．．	P6
11. 担当・問合せ	．．．	P7

別紙1 質問書

別紙2 応募書類一覧

様式1～7

資料1 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準

資料2 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱

令和2年7月
習志野市こども部こども政策課

1. 趣旨

習志野市では、第一中学校区内の1歳児を中心に発生している保育所待機児童の解消と、多様化する保育需要に対し、民間活力により柔軟な保育サービスの向上を図るため、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所を設置・運営する事業者（以下、「設置運営事業者」という）を本要項により募集する。

応募にあたっては、本要項（添付資料含む）に記載した諸条件のほか、習志野市及び千葉県の条例、基準、国の関係法令、通知等を遵守すること。

2. 設置運営施設の概要

種類	整備地区※	予定定員	開設予定※
認可保育所	第一中学校区 （奏の杜、谷津1・4～7丁目、 谷津2丁目3～23番、 谷津3丁目2～30番）	73名程度	令和3年4月～ 令和4年4月

※整備地区は、上記区域外であっても、JR津田沼駅1km圏内であれば応募することができる

※開設予定は、整備手法等によって大きく異なることがあるため、開設予定を施設整備計画書（様式5）に明記すること。なお、実際の開設予定については、市と協議のうえ決定する

3. 応募資格

応募できる事業者は、次の全てに該当する者とする。

（1）運営主体

- ①認可保育所、認可幼稚園、認定こども園、「習志野市民間保育施設入所児童助成金交付要綱（平成25年告示第196号）」第4条第1項第2号に定める民間保育施設のいずれかを運営しているもの。
- ②新たに保育所を運営するために必要な資金として、施設整備費及び賃借料とは別に、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）で保有していること。
- ③当該保育所の土地又は建物を貸与により借用する場合は、安定的に賃借料を支払い得る財源として、1年間の賃借料に相当する資金を、換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）で保有していること。
- ④児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ⑤所管行政庁が実施した直近の法人及び施設指導監査において、報告を要する指摘事項がないこと、若しくは、報告を要する指摘事項に対し適切な対応がされていること。
- ⑥民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑦破産法に規定する破産手続開始の申立てを行っていない、または破産手続開始決定を受けていない者であること。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる法人でないこと。また、役員等が、同法第2条第6号に掲げる暴力団員又は習志野市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。なお、上記について警察に照会することに同意すること。
- ⑨社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者のうち、当該保育所の土地又は建物について、貸与を受ける場合は、以下の要件すべてに該当すること。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合、又は、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られていると判断できる場合には、登記を行わないこともできる。
 - イ 賃借料及びその財源を収支予算書に適正に計上していること。
- ⑩法人税、消費税、地方消費税、県税及び市税を滞納していないこと。

4. 施設整備に関する条件

(1) 施設整備方法

認可保育所を運営するために必要な施設、設備等は事業者の負担で整備すること。施設の整備にあたっては、「千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準（資料1）」、その他関係法令等を遵守し、関係機関の指導に従うこと。

なお、施設整備にあたっては、国の「保育所等整備交付金」等に基づく補助を実施する予定。

(2) 建物

- ① 事業実施者が所有又は賃借する建物であること。
- ② 既存建物を活用する場合、開設する予定の建物が建築基準法上の検査済証の交付を受けていること。（検査済証が交付されていない場合は、遵法性調査の結果遵法性が確認できること。）
- ③ 施設の延床面積が200㎡を超える場合は、建築基準法で定める保育の用途に変更手続を行い、建築確認済証の交付を受けること。
- ④ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(3) 施設整備に係る留意点

- ① 保育環境に影響を及ぼす恐れのないような立地の配慮に努めること。
- ② 日照や通行など周辺地域環境及び周辺の環境にあった外観及び整備に配慮するよう努めること。
- ③ 駐車場及び自転車駐輪場を設置する際は、保護者の送迎時、近隣住民の交通の妨げにならないよう十分配慮すること。
- ④ 近隣住民に対して、円滑な施設の整備、運営に向けた説明などにより調整を行うこと。
- ⑤ 地球温暖化防止のための省エネルギー、緑化の推進等について積極的に取り組むこと。
- ⑥ 空調、給湯、厨房等の熱源として、市営ガスを用いるよう努めること。
- ⑦ 施設整備にあたっては、市内業者を活用するよう努めること。
- ⑧ 工事請負・備品等の入札・契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、補助金内示後習志野市の規則等に準拠して行うこと。

(4) 定員数

新設する保育所の定員数は次の人数を基本とすること。なお、これと異なる定員数を提案する場合は、関係基準等を満たす施設面積を確保した上で、提案すること。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	15	15	15	73

(5) 整備及び開設時期

令和3年3月～令和4年3月までに施設整備を完了し、千葉県の子育て支援施設整備補助金を活用し、令和3年4月1日～令和4年4月1日に保育所を開設すること。

5. 設置運営条件等

(1) 運営全般

「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準（資料1）」によること。

その他、国の定める最低基準、千葉県の設備及び運営に関する基準及び関係法令等を遵守すること。

また、本市の保育行政を理解し、運営において本市に積極的に協力（市が推奨する保育水準の確保、市が実施する会議、研修等への参加など）すること。

(2) 延長保育

上記基準に基づき、19時までの時間外保育を実施したうえで、多様化する保育需要に対する取り組みとして、19時以降の延長保育の実施に努めること。

(3) 運営委託経費等

保育所の運営経費として、次に掲げる経費を、本市は事業者に対して支払う。

- ① 子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費
- ② 「習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱（資料2）」に定める額
(一部改正の可能性有)

(4) 保護者との連携

- ① 安全な施設を運営していくために、保護者への情報提供と連絡・連携に努め、その体制を整備すること。
- ② 紙おむつは自園処理とするほか、保護者の負担軽減に努めること。

6. 施設整備に関する補助

下記のとおり施設整備手法に応じた補助金を活用することを想定している。なお、これら補助金は、令和2年度の国、県の制度改正等、国、県、市の予算の成立等により、変更となる場合がある。このことについて、市と十分協議すること。また、開設予定、整備手法等によっては、令和3年度以降の予算の活用も含め、市と協議すること。

(1) 自己所有物件の新設

新たに保育所を整備する場合、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金交付要綱」の8(1)に基づき、習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金を活用する。

【基準額】 交付要綱別表1-1、2-1（待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合）で定める基準により算出した基準額の合計(上限)

【負担割合】 国・市 3/4 設置主体 1/4

(2) 賃貸物件の改修

賃貸物件を改修して整備する場合、厚生労働省所管の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育所等改修費等支援事業」に基づき、習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金を活用する。

【基準額】 1事業所当たり 35,000千円(上限)

【負担割合】 国・市 3/4 設置主体 1/4

(3) 千葉県独自の上乗せ補助

上記(1)、(2)の補助を活用する場合、千葉県独自の上乗せ補助が行われる場合があります。(対象とならない場合もあります。)補助額等は、各交付要綱を御確認ください。

① 上記(1)の補助を活用する場合

保育所整備促進事業補助金

② 上記(2)の補助を活用する場合

賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金

7. 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

①期間

令和2年7月10日（金）から令和2年8月21日（金）まで
ただし、土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

②場所

習志野市こども部こども政策課（市役所2階）
※募集要項等は、本市ホームページからもダウンロードできる。

(2) 質問の受付、回答

募集要項等に関する質問は、次により受け付ける。質問は、「質問書（別紙1）」に内容を簡潔にまとめて記載のうえ、FAXまたは電子メールにより提出すること。なお、提出後は、電話にて着信の確認をすること。

①受付期間

令和2年7月27日（月）から令和2年7月31日（金）まで

②回答方法

令和2年8月7日（金）に、本市ホームページに公開する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、「応募書類一覧（別紙2）」に記載した書類を以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和2年7月10日（金）から令和2年8月21日（金）まで
ただし、午前8時30分から午後5時15分まで

②提出方法

習志野市こども部こども政策課（市役所2階）へ持参、郵送（書留または簡易書留）または宅配すること。なお、郵送または宅配の場合は、締切日必着とする。

③提出部数

12部（正本1部、副本11部） ※副本はコピー可

④その他

応募書類は、A4版2穴ファイル等に応募書類一覧の順に編冊し、区分ごとにインデックスを付すこと。また、ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「<第一中学校区>民間認可保育所設置運営事業者応募書類」とし、事業者名称及び正本副本の別を表示すること。

※表示例

<第一中学校区>民間認可保育所設置運営事業者 応募書類（正本） 社会福祉法人 ○○会

8. 選考方法

応募者については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき設置運営事業者を決定する。なお、応募者がいない場合または審査の結果により全ての応募者が設置運営事業者として適当でないと判断した場合は、設置運営事業者の決定を行わない場合がある。

(1) 審査方法

応募書類の内容等に関する書類審査及び現地調査（ヒアリング）を実施し、「民間認可保育所設置運営事業者公募選考委員会」（以下、「選考委員会」という）による審査を行う。

選考は、別に定める審査基準から総合的に判断して実施し、選考委員会における選考結果の報告を受け、市長が設置運営事業者を決定する。

設置運営事業者の選定結果は、応募者に令和2年9月下旬まで郵送により文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

市ホームページにおいては、設置運営事業者の法人名、代表者氏名、整備予定地、定員のほか、応募者数及び評価点を公表する。ただし、審査結果についての開示要請があった場合、応募者全ての法人名、代表者氏名等を公表する場合がある。

なお、応募者は選考委員会委員と当該案件の審査の公平性、公正性を害する接触を行ってはならない。不適切な接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

9. スケジュール

日程	スケジュール
令和2年7月10日～令和2年8月21日	募集要項等の配布
令和2年7月27日～令和2年7月31日	質問受付期間
令和2年8月7日	質問に対する回答
令和2年7月10日～令和2年8月21日	応募書類の受付
令和2年8月下旬～令和2年9月下旬	書類審査・現地調査・財務諸表分析等
令和2年9月下旬	選定結果通知
令和2年9月～	施設整備 ^{※1} ・保育所設置認可
令和3年4月～令和4年4月	開設 ^{※2}

※1 保育所等整備交付金や千葉県独自の上乗せ補助を活用する場合、12月上旬頃予定の内示以降に着手すること

※2 開設予定は、整備手法等によって大きく異なることがあるため、開設予定を施設整備計画書（様式5）に明記すること。なお、実際の開設予定については、市と協議のうえ決定する

10. その他留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類の変更の禁止

受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

(3) 追加資料の提出等

審査にあたって確認が必要となった場合、追加資料の提出を求める又は聞き取り、調査等を実施する場合がある。

(4) 提出書類の取扱い

応募書類及び追加資料等の提出書類は返却しない。また、習志野市情報公開条例に基づき、習志野市として第三者に公開する場合もある。

(5) 第三者の権利等

応募書類の作成等にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、応募者の責任において処理すること。

(6) 失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、失格とし審査の対象から除外する。また、法人決定後に発覚した場合については、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

①提出書類に虚偽または不正があった場合

②応募者及び応募者の関係者が、審査・選考等に対する不当な要求を行った場合

③その他、不正な行為があった場合

(7) 計画の変更

設置運営事業者として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めないが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合がある。

11. 担当・問合せ

(1) 担当課

習志野市こども部こども政策課 担当：三代川、山本

(2) 所在

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所 2階

(3) 郵送先

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市こども政策課宛

(4) 電話番号

047-451-1151 (内線433)

(5) ファクシミリ番号

047-453-5512

(6) 電子メールアドレス

kodomokikaku@city.narashino.lg.jp